

議題6 食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案（ステップ4）

eWG（議長国：オランダ，共同議長国：日本）の作成文書が，(1)コーデックスに関連するガイドライン値（Guideline Level，以下「GL」という）の情報，(2)日本の基準とその解釈に関連する問題，(3)GLの見直しで考慮すべき論点，(4)結論および勧告の4部からなることが紹介された。eWGの結論として，GSCTFF中の食品中の放射性物質のGLの見直し作業は中断し，GLの解釈および実施を促進するためのガイダンスは既存のファクトシートを改訂する方向で作業を継続すべきであるとの説明がなされた。

最終的には，GLの方がMLよりも柔軟性があることなどを理由にGLからMLへの変更は行わず，個別に評価された放射性物質についてグループとしてGLを設定するという現行のアプローチは妥当であるためGSCTFF中のGLそのものも改訂しないことで合意した。また，IAEAから，FAOとWHOを含む国際機関が共同で食品および飲料水中の放射性物質管理に関する作業部会を設置した上で，各国の規制や国際基準の根拠や適用される状況等を整理した文書を作成し，2014年中頃に完了する予定であることが報告された。これを受けて，CCCFでの放射性物質に関する議論はすべて中断することで合意し，IAEAが説明した作業部会での検討結果が得られた後に，GL改訂の必要性やガイダンス作成作業について改めて検討することとされた。

議題7 穀類およびその加工品中のデオキシニバレノール（DON）に関する最大基準値原案および関連するサンプリングプラン（ステップ4）（穀類中のかび毒低減のための実施規範の見直しを含む）

穀類中のデオキシニバレノール（DON）のMLの検討については，第72回JECFA会合での評価を受けて第5回会合から作業が開始され，前回会合において①小麦，大麦およびトウモロコシを原料とした個々の一次加工品に対するMLの設定，②乳幼児用食品に対するより低いMLの適用，③サンプリングプランを検討するための検査特性（Operating Characteristic：OC）曲線の作成を検討するためのeWG（議長国：カナダ，共同議長国：EU）が設置された。

eWGのML案に基づき議論された最終結論は以下のとおりである。プラン製品については，不足しているDON汚染の実態調査データの収集と提出を各国へ求め，今回の会合での検討対象からは外すこととした。また，JECFAによる評価はDON及びそのアセチル体（3-Ac-DONおよび15-Ac-DON）のグループを対象にしていることから，第5回会合での合意の通りeWG（議長国：カナダ，日本）を設置し，次回会合で議論するための討議文書及びアセチル体へ適用拡大したML案を準備することとされた。

（最終結論）

・穀類（小麦，大麦，トウモロコシ）ならびに小麦，大麦またはトウモロコシを原料とするフラワー，セモリナ，ミールおよびフレーク（ステップ5）：

複数国が，穀類（小麦，大麦，トウモロコシ）の被害粒を除く前のものに対し2mg/kg，小麦，大麦またはトウモロコシを原料とするフラワー，

セモリナ、ミールおよびフレークに対し1 mg/kg という ML 案を支持した。ただし、被害粒を除く前後のどちらに ML を適用するか、製粉により DON が大幅に低減されるのに原料の穀類に対する ML が必要であるかとの意見が出され、議論の的となった。また、ロシアから、大麦およびトウモロコシ等の他の穀類と同様に小麦の消費量が多いことから、さらなる健康保護のため小麦および主要小麦製品に対し 0.7 mg/kg の ML 案が提案された。最終的には、穀類（小麦、大麦、トウモロコシ）に対し 2 mg/kg とし、被害粒の選別・除去前のものに適用することで合意した。ただし、米国およびロシアは留保を表明した。一方、小麦、大麦またはトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークに対し 1 mg/kg とすることで合意したが、ロシアは留保を表明した。

・穀類を主原料とする乳児用食品（ステップ 5/8）：

ML 案 (0.5 mg/kg) よりも低い ML (0.1, 0.2 または 0.3 mg/kg) を設定すべきとの意見が出され、大部分の国が支持を表明した。最終的には、穀類を主原料とする乳幼児用食品（生後 12 カ月の乳児、12～36 カ月の幼児向けの穀類を原料とするすべての食品）については、多くの国が支持した 0.2 mg/kg とし、消費される形態 (as consumed) に適用することで合意した。

・サンプリングプラン：

ロット規模が 50 トンを超える場合に、小麦、大麦およびトウモロコシすべてに対し 1 検体 5 kg とする案、あるいは小麦および大麦は 1 検体 1 kg、トウモロコシは 1 検体 5 kg とする案のいずれにするか議論された。最終的には、後者の案で合意した。さらに、分析方法の性能規準を含めること、Working Instructions for the Implementation of the Criteria Approach in Codex

(Procedural Manual, vol. 20, p65 参照) との一貫性を確保するため、適正な性能規準についてコーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に助言を仰ぐことで合意した。

【わが国の今後の課題】

DON については、第 72 回 JECFA 会合にて DON およびそのアセチル化体のグループとして暫定最大耐容一日摂取量 (PMTDI: 1 μ g/kg bw/day) および急性参照量 (ARfD: 8 μ g/kg bw) が設定された。

わが国では、小麦中の DON の暫定的基準値として 1.1 ppm (平成 14 年 5 月 21 日、食発第 0521001 号) が設定されている。本議題では、穀類（小麦、大麦、トウモロコシ）に対し被害粒の選別・除去前のものに 2 mg/kg という ML 案について議論が進められており、もし将来的にこの ML 案のまま採択された場合には、わが国の現行の暫定基準値は対象が小麦のみであること、および CCCF の ML 案よりも低い値であることを考慮すると、わが国の暫定基準値は見直しが必要となる可能性が出てくる。さらに、現行の暫定的基準値は、第 56 回 JECFA 会合の評価結果である DON のみの PMTDI 1 μ g/kg bw/day を指標に、小麦から小麦粉への加工による DON 減衰率を 50% と仮定したうえで、国民栄養調査で得られた小麦類の平均一日摂取量をもとに JECFA の PMTDI を確保できる値を求めるという定点的なアプローチで保守的に算出されたものである。しかしながら、国際的に受け入れられているリスク評価での基準値設定のおもなアプローチは、汚染の濃度および対象食品の摂取量の各分布を考慮した上で、健康保護と実施可能性の面で妥当と考えられる値を算出するというものであり、定点的なアプローチではない。従って、わが国の暫定基準値がコーデックスの ML よりも厳しい場合には、

輸出国等から現行の暫定基準値の科学的根拠に疑問の声があがる可能性も考えられる。CCCF では DON のアセチル化体の扱いについても検討が開始されるため、第 56 回 JECFA 会合での評価結果に基づき DON のみに暫定基準値を設定しているわが国としては、今後の議論に留意しておく必要がある。

議題 8 穀類中のかび毒防止および低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシンおよびオクラトキシン A 汚染防止および低減に関する付属書原案 (ステップ 4)

eWG(議長国:ナイジェリア, 共同議長国:スーダン) が作成した付属書原案は概ね支持された。しかしながら、いくつかの重要な問題点が指摘されたことを受けて、ステップ 2/3 に戻し、eWG(議長国:ナイジェリア, 共同議長国:スーダン) を再度設置した上で、今次会合での指摘事項をふまえて付属文書案を再修正し、次回会合で検討することで合意した。

議題 9 ココア中のオクラトキシン A 汚染防止および低減のための実施規範原案 (ステップ 4)

eWG(議長国:ガーナ) が作成した実施規範原案は支持されたが、用語の正確さなどが議論され、今期中作業部会にて寄せられた意見もふまえて、修正後の実施規範原案を第 36 回総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることで合意した。

議題 10 キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案 (ステップ 4)

キャッサバおよびその加工品への新たな ML の設定を検討する前に、汚染実態、加工による低減、

摂食パターン等のデータを先に収集すべきであるとされ、本作業は中止することで合意するとともに、将来的に ML 設定の必要性および実行可能性を判断するために、青酸低減のための実施規範導入後の加工(調理)法や摂取パターンに関するデータの収集を各国へ呼びかけた。また、個別規格に含まれているキャッサバ粉およびガリの青酸の ML については、数値を変更せずに GSCTFF に新たに規定することとなった。

議題 11 キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案 (ステップ 4)

世界中でさまざまなキャッサバおよびキャッサバ製品に適用できるようにするため、実施規範の条項の内容は可能な限り一般化し、いくつかの修正・追加を行った上で、ステップ 5/8 で第 36 回総会に最終採択を諮ることで合意した。

議題 12 食品および飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止および低減のための雑草管理に関する実施規範原案 (ステップ 4)

ピロリジジナルカロイド (PA) は、種々の植物に含まれる自然毒であり、動物や人の健康に悪影響を与える場合がある。本議題では、食品および飼料中の PA 汚染を防止および低減させるため雑草管理に関する実施規範 (COP) の作成について議論した。部会は、COP 案の構成および内容については概ね合意した。また、COP を広範囲に適用させるため、地域および地方の状況に応じた取り扱いや他の適切な情報を含めることにした。COP は土地利用に基づく構成にすることとし、管理措置の重複を避けるため土地利用に依存する特定の措置をまとめた付属文書を作成することにした。議論の結果、本原案はステップ 2/3

に戻し、eWGで再度原案を作成し、次回会合にて再度議論することとした。

議題13 食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTFF)の修正

会期内作業部会の勧めをもとに、GSCTFFに基づきMLの対象となる食品および部位は明確に定義すべきとの観点から、次のようにすることで合意した。

- i) 食品規格を参照している場合には、当該規格の定義、MLおよびGLの適用範囲について食品規格を適用すること。
- ii) コーデックス食品分類システムで定義されている一次農産物については、特に定めがある場合を除いて、当該定義、MLおよびGLの適用部位について同システムを参照すること。
- iii) その他の製品/品目については、必要に応じて、Schedule Iに対して明確な記述を加えること。

再度eWG(議長国:EU, 共同議長国:オランダ)を設置し、回付される文書を検討するには時間が必要であることから、本次会合での議論を踏まえ、文言上の修正を加えた案を速やかにeWGメンバーに回覧し、意見を求めるとともに、さらに提出された意見に基づき修正を加えた案を2013年9月末までにはすべての加盟国およびオブザーバーに回付することで合意した。

議題14 コメ中のヒ素汚染防止および低減のための実施規範策定に関する討議文書

eWG(議長国:中国, 共同議長国:日本)の結論および本部会への提言について日本が説明した。鍵となる論点は実施規範(COP)作成の必

要性であった。仮に作成する場合には適用範囲を明確化すべきであり、作成しない場合には、コメのヒ素低減化に特化した対策を補完するために「コーデックスの化学物質の排出源対策に係る実施規範(Code of practice for source directed measures to reduce contamination of food and feed with chemicals: CAC/RCP 49-2001)」の改訂を行うべきと説明した。

部会では、圃場現地試験で得られた科学的データに基づき、農業および加工に関する地域間の相違、地質気候条件、摂取パターンおよび討議文書で示された他の因子を考慮に入れて、コメ中の無機ヒ素低減化のためのCOPを作成することが概ね支持された。さらに、GAPs/GMPsを考慮する場合には、コメへのヒ素の移行に影響を与え得る天然に存在または土壌へ混合された他の物質とヒ素との相互作用、ヒ素の摂取によるリスクとコメの摂取によるベネフィットのバランス、生産性および品質への影響についても考慮すべきであるとした。しかしながら、部会では、現時点でのCOP作成に十分な合意が得られず、COP作成に進む前に、地域を越えて一般的に導入可能なリスク管理措置に関するより多くの情報が必要であるとされた。そのため、討議文書の作成を容易にするため、実態調査および圃場現地試験の実施と情報提供を各国へ促した。

(最終結論)

次回会合で検討するためのCOP案を作成するため、eWG(中国:議長国, 共同議長国:日本)を再設立することで合意した。また、eWGではCOPの予備的な作成の基礎となるリスク管理措置を決定するため、討議文書のpara104(CX/CF 13/7/14)において特定された管理措置を検討することとなった。

分析法については、CRD23(日本)として、国際的に妥当性評価された分析法およびML設定

に役立つデータに関する情報が提供された。

コメ中の無機ヒ素および総ヒ素の ML 案については、ステップ 4 として、第 8 回部会で議論することを確認し、COP と同様の eWG で討議文書を作成することで合意した。また、部会は、特にコメ生産国に対してインディカ種を含むコメ中の汚染実態データを提出するよう促した。

【わが国の今後の課題】

ヒ素については、WHO の一機関である国際がん研究機関 (IARC) がヒ素および無機ヒ素化合物についてグループ 1 (ヒトに対して発がん性がある) に分類している。また第 72 回 JECFA 会合でヒ素の再評価が行われ、以前設定した暫定耐容週間摂取量 (PTWI : 0.015 mg/kg bw/wk) は適切ではないとして取り下げられたことから、ヒ素の摂取については安全とされる量は設定できず摂取量は可能な限り低減すべきだと考えられている。ヒトでのヒ素の摂取源はおもに飲料水と食品である。食品の中でも特にコメはヒ素を比較的多く含んでいることから、わが国のようにコメを主食とする地域ではヒ素の主な摂取源となっており、安全とされる量が設定できないことを考慮するとコメ中のヒ素の低減化が望まれる。ただし、加工および摂取形態、ならびに土壌および灌漑用水の汚染度合いの地域差が非常に大きく、コーデックス加盟国の中にはコメを主食としない国も多いことから、本議題 (特に ML 設定) に関する議論はコメ中のカドミウムの ML 設定の時と同様に激しくなるものと予想される。わが国はコメを主食とする国であるとともに生産国でもあり、コーデックスで ML が設定された場合にはわが国でもそれを反映したリスク管理措置の検討が必要になると想定される。したがって、国内での今後のリスク管理措置をどうするのか方向性を考えつつ、本議題である実施規範作成と ML 設

定の両案について、健康保護のみならず実施可能性の観点からも妥当なものとなるよう積極的に取り組んでいく必要がある。

議題 15 食料生産動物(家畜および蜜蜂)のピロリジジナルカロイド (PA) 含有植物暴露の低減、および食品 (未加工および加工品) 中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書

現時点では、本議題の検討を行うための情報が不十分であることから、より多くの情報が得られた時点で (2, 3 年後)、検討を再開することで合意した。

議題 16 魚類および捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書

魚食のリスクおよびベネフィットに関する FAO/WHO 専門家会合の報告書 (2011) が発表されたことを受けて、第 38 回コーデックス食品添加物・汚染物質部会 (2006) から保留となっていた本議題の検討再開が前回部会において決定し、討議文書を作成するための eWG (議長国: ノルウェー, 共同議長国: 日本) が設立された。

本会合では、eWG の議長国 (ノルウェー) から、eWG においては、時間的制約から GL については十分に検討を行うことができず、そのため確固とした結論には到達できなかったことが報告された。また、共同議長国の日本からは、摂食指導が魚食のベネフィットを最大にし、メチル水銀のリスクを最小化するための有効な手段であると eWG で確認されたことに基づき、部会で摂食指導に関しても議論することが提案された。

GL については、現行の GL 設定では魚食のベネフィットが考慮されていないため、見直す際は FAO/WHO 専門家会合の報告で指摘された魚食

のベネフィットも考慮すべきである。捕食性魚類 (predatory fish) の適用範囲が明確でない、GL はリスク管理として適当ではなく取りやめるべきであるなどの意見が出された。

摂食指導については、その有効性について複数国が同意したが、WHO 代表より、魚食の摂取パターンおよび魚種の違いなどの地域特性に応じて国際レベルではなく国家レベルで検討するほうが適当であると指摘された。

最終的には、摂食指導については、国際レベルで検討すべきではなく国内レベルで作成するほうが適当であるということに合意した。GL については、ML への変更も含めて見直すこととなり、日本を議長国 (共同議長国ノルウェー) とする eWG を設立し、討議文書を作成することで合意した。

【わが国の今後の課題】

魚類中のメチル水銀に関するコーデックスの現行の GL は、捕食性魚類 (predatory fish) について 1 mg/kg、その他の魚類について 0.5 mg/kg である。一方、わが国では、暫定的基準値 (平成 48 年 7 月 23 日、環乳第 99 号) として、魚介類を対象に総水銀 0.4 ppm、メチル水銀 0.3 ppm (水銀として) が設定されている。ただし、マグロ類 (マグロ、カジキおよびカツオ) および内水面水域の河川産の魚介類 (湖沼産の魚介類は含まない)、並びに深海性魚介類等 (メヌケ (類)、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチョウバイガイおよびサメ類) については適用外としている。また魚食指導の一環として、妊婦を対象に注意すべき魚介類の種類とその摂取量に関して注意も喚起している。このわが国の暫定的基準値は、水俣病の発生とその後の調査を受けて昭和 48 年に設定されたもので、設定から 40 年が経過しているものの現在もそのまま適用されており、

現行のコーデックス GL との整合性はとれていない。

本議題は 2006 年より保留となっていたが、FAO/WHO 専門家会合の報告を受けて本格的な議論が開始した。魚類摂取量が多く、水俣病を経験したわが国にとって本議題は非常に重要な課題であり積極的に取り組むべきとして、討議文書作成の eWG の議長国を担うこととなった。今後、CCCF では GL の必要性、GL の適用範囲と値の見直し、GL から ML への変更の必要性などが議論される。わが国は eWG の議長国としてリードしつつ、CCCF での議論の結果次第によっては、国内の暫定的基準値の見直しの必要性についても検討しなければならないであろう。

議題 17 トウモロコシおよびトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書

トウモロコシおよびその加工品中のフモニシンの関して、「穀類中のかび毒汚染防止および低減のための実施規範 (CAC/RCP 51-2003)」ではカバーされていない部分があり、別の実施規範を作成する必要があるかどうか、トウモロコシおよびその加工品に対するその他の管理方法があるかどうかを検討するため、ブラジル及び米国を共同議長国とする eWG で討議文書の作成が行われた。

ブラジルから、CAC/RCP 51-2003 をレビューした上で、i) CAC/RCP 51-2003 は一次産物に焦点を当てており、加工所レベルでの傷害粒や異物の選別・除去といった内容を含めるのが望ましいこと、ii) フモニシンを含むカビ毒の管理に予測モデルが提案されており CAC/RCP 51-2003 に含めることができること、iii) CAC/RCP 51-2003 の採択時に HACCP が将来的な食品安全上の管理システムとして盛り込まれていたの、FAO/IAEA の「マイコトキシン予防とコン

トロールのための HACCP システムの適用に関するマニュアル」の使用を検討すべきであることが紹介された。部会では、CAC/RCP 51-2003 の策定から 10 年が経過していることから予測モデル等の新たな情報に基づく改訂が提案された。しかし、上述した措置はフモニシンに限らずすべてのカビ毒が対象になること、また CAC/RCP 51-2003 本文の改訂は付属文書にも影響があることが指摘された。また、FAO/IAEA のマニュアル等の入手可能な情報を考慮して、CAC/RCP 51-2003 の HACCP のセクションの拡大も含めて検討すべきとされた。

最終的には、改訂の新規作業を始めるのは時期尚早であるため、再度 eWG（議長国：ブラジル、共同議長国：米国）を設置し、今次会合の議論を踏まえて討議文書を作成し、可能であれば改訂原案を準備することで合意した。

また部会は、この改訂作業はトウモロコシ中のフモニシンの ML 設定作業には影響を与えないとして、次回会合で ML の議論を行うとした。第 6 回 CCCF で議論されたトウモロコシ中の ML 案およびサンプリングプランについてコメントを求めた上で、改訂案をブラジルが準備し、次回会合で検討することで合意した。

議題 18 穀類中の総アフラトキシンに関する討議文書

eWG 議長国のブラジルから討議文書の概要が紹介され、穀類中のアフラトキシン汚染の現状、暴露濃度およびヒトの健康への影響をより適切に評価するためには、コメ、トウモロコシ、ソルガム、小麦、ライ麦、オーツ麦、大麦およびその加工品について、世界の様々な地域から生データを得ることが必要であると指摘された。さらに、汚染された食品を摂取した場合のアフラトキシンへの暴露とリスクについて、異なる ML 案が及ぼす

影響の評価を JECFA へ依頼するよう提言した。

それに対し JECFA 代表からは、JECFA はアフラトキシンの暴露によるがんリスクの増加を推定した定量リスク評価を実施済みであること、異なる ML 案に関する影響評価も実施し検討された濃度では健康リスクに違いは見られなかったことが報告された。ただし、ML 案に対し違反となる食品の割合を明確にできるとした。

部会は、将来的に穀類中のアフラトキシンについて作業を行うことを支持した。その上で、将来的にこの問題についてどのように対処していくか、また JECFA によるさらなる助言が必要であるかについて部会がより良い判断を行うため、貿易される形態でのコメ、トウモロコシ、ソルガム、小麦、ライ麦、オーツ麦、大麦およびそれらの加工品について、総アフラトキシンおよびアフラトキシン B₁ に関する実態データを提供するように各国に要請することが提案された。

最終的には、JECFA 事務局がデータ募集を行い、データは GEMS/Food に提出すること、ブラジルを議長国（共同議長国米国）とする eWG を再度設立し、次回会合での検討に向けてデータを解析するとともに、穀類中のアフラトキシンについてどのように対処すべきかの提言をまとめることで合意した。

議題 19 JECFA における汚染物質および自然毒の優先評価リスト

設置された会期中作業部会（議長国：米国）での議論の結果、現在の JECFA の評価優先リスト（3-MCPD エステル、グリシドールエステル、非ダイオキシン様 PCB およびピロリジジナルカロイド）に新たに追加する物質はないとの報告が議長国（米国）からあり、部会は本リストを改めて採択した。また、次回会合においても会期中作業部会を設けることならびに次回会合に向けて評

優先リストへのコメントおよび情報を引き続き要請することで合意した。

議題20 その他の事項および今後の作業

・直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値およびサンプリングプランに関する新規作業提案

eWG（議長国：インド）を設置し、直接消費用落花生中のアフラトキシンのML設定のために、

問題点の絞り込み、現在入手可能なデータの特定、およびデータの必要要件の特定の3点について検討することを目的とした討議文書を用意し、次回会合において検討することで合意した。

議題21 次回会合の開催日程および開催地

第8回会合は、2014年3月又は4月にオランダで開催予定である。

表2 汚染物質部会の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料（ネクターを含む）、果実缶詰および野菜缶詰	5/8	各国政府 第36回総会
食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実、野菜、乳製品、乳児用調製乳（フォローアップミルク、特殊医療用調製乳を含む。）	2/3	電子作業部会（議長国：米国）
食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案	—	作業中止
穀類を主原料とする乳幼児用食品中のDONの最大基準値原案	5/8	各国政府 第36回総会
穀類中のDONの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）ならびに小麦、大麦またはトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミールおよびフレークの最大基準値原案	5	各国政府 第36回総会 第8回CCCF
穀類およびその加工品中のデオキシニバレノール（DON）のアセチル化体に関する最大基準値原案	2/3	電子作業部会（議長国：カナダ、日本） 第8回CCCF
穀類中のかび毒防止および低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシンおよびオクラトキシンA汚染防止および低減に関する付属書原案	2/3	電子作業部会（議長国ナイジェリア、スーダン） 第8回CCCF
ココア中のオクラトキシンA汚染防止および低減のための実施規範原案	5/8	各国政府 第36回総会
キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案	—	作業中止
食用キャッサバ粉、ガリおよびスイートキャッサバの規格の修正	—	第36回総会
キャッサバおよびキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案	5/8	第36回総会
食品および飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止および低減のための雑草管理に関する実施規範原案	2/3	電子作業部会（議長国：オランダ） 第8回CCCF
食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の修正	—	電子作業部会（議長国：EU、オランダ） 第8回CCCF

事項	ステップ	今後のアクション
コメ中のヒ素汚染防止および低減のための実施規範策定に関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：中国，日本） 第8回 CCCF
コメ中のヒ素の最大基準値原案	4	電子作業部会（議長国：中国，日本） 第8回 CCCF
食料生産動物（家畜および蜜蜂）のピロリジジナルカロイド（PA）含有植物暴露の低減，および食品（未加工および加工品）中のPA含量低減のための管理措置に関する討議文書	—	作業中断（2，3年後に再開）
魚類中のメチル水銀のガイドライン値の見直しに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：日本，ノルウェー） 第8回 CCCF
穀類中のかび毒汚染防止および低減のための実施規範の見直しに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：ブラジル，米国） 第8回 CCCF
トウモロコシおよびその加工品中のフモニシンの最大基準値およびサンプリングプラン原案	2/3	ブラジル 第8回 CCCF
穀類中のアフラトキシンに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：ブラジル，米国） 第8回 CCCF
直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値およびサンプリングプランに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：インド） 第8回 CCCF
JECFA における汚染物質および自然毒の優先評価リスト	—	各国政府 第8回 CCCF

— 食の安全と健康生活 —

月刊 食と健康

食品衛生や食の安全の問題について、イラスト等を使いわかりやすく説明。最新の食品衛生の情報と知識が満載。

- 9月号 特集
- 一元化でわかりやすい新・食品表示法
 - 調理器具の活用ポイント

【好評連載】

- いい味見つけた！
- Dr.タナカの健康クリニック
- 予防のカギはきほんのき
- 食のマメ知識
- 店舗経営のコツ Q&A
- ニュースあ／ら／かると
- 食品衛生事件ファイル
- 食品衛生&調理師問題 ほか



- B5判 約100ページ
- 毎月1日発行
- 定価 600円 (送料 実費)
- 年間購読 7,200円

ご注文・お問い合わせは

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部まで fukyuuka@jfha.or.jp

TEL03-3403-2114 FAX03-3403-2384 <http://www.n-shokuei.jp/>

